

令和7年9月1日～

JECA 電気設備工事 総合補償制度 11期目がスタート!!

JECA総合補償制度の特長

- 電気設備工事特有のリスクを総合的にカバーし、付保漏れ、特約の付帯漏れを防ぐ
- 団体のスケールメリットを活かした廉価な保険料（完工工事高で保険料算出）
- 本社・支店・営業所単位での加入も可能

①請負業者賠償責任保険＋生産物賠償責任保険

- 経営事項審査の総合評点（P点）やISO認証取得により保険料割引
- 電気工事以外にも管工事を含む多くの工事が対象（別紙参照）
- JV工事甲型に関しても補償の対象とすることが可能
⇒共同企業体での保険契約がある前提です

②組立保険

- 組立保険単品で加入可能であり、下請工事を除いた加入も可能
- メンテナンス特約がオプション対応

③労働災害総合保険

- 政府労災メリット率やISO認証取得により保険料割引

④フリープラン

- 上記の3つの保険はいずれも、会員企業のニーズに対応できるよう、補償内容のアレンジが可能

【問い合わせ先】取扱代理店

株式会社 中央保険センター 担当：街 雄太（ちまた ゆうた）

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛎殻町1-36-2 共和ビル5F

TEL：03-5614-6771 FAX：03-5614-6772 E-mail：info@chc-hoken.co.jp

専用フリーダイヤル **0120-300-272**



2025年度

一般社団法人 日本電設工業協会と都道府県協会の皆さまへ

JECA電気設備工事 総合補償制度のご案内

2025.9~

申込締切日：2025年8月15日（毎月中途加入も可能です）



請負業者賠償責任保険、 生産物賠償責任保険

2025年9月1日午後4時～
2026年9月1日午後4時（1年間）



組立保険

2025年9月1日午前0時～
2026年8月31日午後12時（1年間）



労働災害総合保険

2025年9月1日午後4時～
2026年9月1日午後4時（1年間）

見積依頼書提出先

添付の「見積依頼書」に必要事項をご記入のうえ、
取扱代理店 株式会社 中央保険センター宛にご郵送ください。

ご加入のお手続き

本制度にご加入いただける方

(ア) 一般社団法人日本電設工業協会の会員

(イ) 都道府県協会の会員

※ご入会は原則として法人単位でのご加入となります。(支店・支社単位でのご加入も可能です)
※本制度は、加入依頼時に上記いずれかの会員であることが条件です。

ご加入の流れ

【ご加入期間（保険期間）】

請負業者賠償責任保険、 生産物賠償責任保険	組立保険	労働災害総合保険
2025年9月1日午後4時～ 2026年9月1日午後4時（1年間）	2025年9月1日午前0時～ 2026年8月31日午後12時（1年間）	2025年9月1日午後4時～ 2026年9月1日午後4時（1年間）

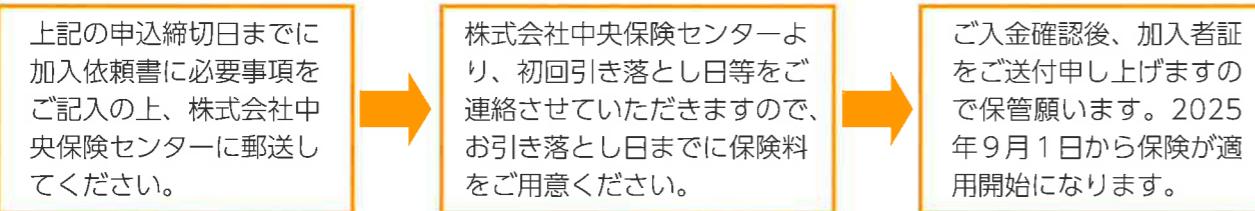
【募集スケジュール】

申込締切日 2025年8月15日（消印有効）

保険料お支払期限 2025年11月27日

※口座引き落としになります。

【ご加入の流れ】



【新規加入の場合／更新を含みます。】



【中途加入の場合】(例) 2月申込みの場合



中途加入について

本制度は保険期間途中においてもご加入いただけます。加入時期に応じて月割計算にて加入月分相当額をお支払いいただくことになります。中途加入のスケジュールは毎月15日加入締め切り。保険期間は各月1日からそれぞれの保険種目ごとの終期までとなります。

※請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険と労働災害総合保険は9月1日午後4時まで、組立保険は8月31日午後12時までとなります。
※ご加入の際には加入依頼書の記載事項に間違がないか十分にご確認ください。加入依頼書に★または☆が付された事項について、事実と相違している場合には保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。
※ご加入手続き完了後、引受幹事保険会社より「加入者証」を発行させていただきます。事故発生時の連絡等に必要となりますので大切に保管ください。

事故が発生したときの流れ

(1) 事故のご連絡

事故が発生したときは、遅滞なく別紙の「事故報告書」をご記入のうえ取扱代理店㈱中央保険センターへご連絡ください。

取扱代理店

【(株) 中央保険センター】

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛎殻町1-36-2 共和ビル5F
TEL : 03-5614-6771 フリーダイヤル : 0120-300-272

【事故の際にご連絡いただく内容】

- ①事故年月日
- ②事故場所
- ③事故原因・状況（できるだけ詳しくお願いします）
- ④被害者の方の住所・氏名・連絡先
- ⑤対人事故・対物事故の区分
- ⑥対人事故の場合：お怪我の程度、病院名・連絡先等
- ⑦対物事故の場合：物の破損程度、修理先等
- ⑧受けた損害賠償請求の内容
- ⑨他の保険契約等の有無および内容

※ご連絡が遅れた場合には保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

(2) 各会員さまの主な事故対応

※対人・対物事故の場合、会員さまに代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、被害者の方との示談交渉は会員さまにて行う必要があります。

①現場の写真を撮ってください（原因となった部分、損傷を受けた部分をできるだけ多く）

②対人事故の場合

- ・被害者の方へのお見舞いを行ってください。
- ・被害者の方から治療費や休業損害等の請求があった場合には遅延なく中央保険センター担当者にご連絡ください。被害者の方に対しては、治療費等の負担金額が明記された領収書をお取り付けいただくようご依頼願います。

③対物事故の場合

- ・損害物の修理に関わる見積書のご提出をお願いいたします。
- ・鑑定人が現場に立会う場合がございます。

(3) 保険金請求書類

ご請求に応じ、迅速に保険金をお支払いいたします。保険金のご請求には以下の書類が必要です。（損害の内容に応じ、下記書類以外の書類のご提出をお願いする場合がございます）

できるだけ早めにお取り揃えいただき、ご提出くださいますようお願いいたします。

対人・対物共通 必要書類

- ・保険金請求書（所定フォームがございます。必要となりました際にご送付いたします）
- ・示談書（同上）、承諾書または事故解決通知書

対人必要書類

- ・医師の診断書（所定フォームがございます。必要になりました際にご送付いたします）
- ・診療報酬明細書（同上）
- ・「休業損害証明書」ないしは「休業損害の額を示す書類」（休業損害が請求された場合に必要となる書類です）

対物必要書類

- ・修理見積書
- ・被害物件の写真

※保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

<万一、事故が起きた場合の手続き>

万一事故が起きた場合は、取扱代理店または引受幹事保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いてお支払いすることができます。

<ご加入者と被保険者が異なる場合>

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

<示談交渉サービス>

この保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関する被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

<保険金請求の際のご注意>

賠償責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受幹事保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に対するものを除きます）について、先取特権を有します。（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受幹事保険会社に対して保険金を請求することができます。（保険法第22条第2項）。このため、引受幹事保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受幹事保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

! ご契約の際のご注意

この保険は一般社団法人日本電設工業協会を保険契約者とし日本電設工業協会の会員ならびに都道府県協会の会員を加入者とする請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・組立保険・労働災害総合保険の団体契約です。

<告知義務>

- (1) 保険契約者または被保険者になる方には、加入依頼書^(注)の記載事項について、ご加入時に事実を正確にお申し出いただぐ義務（告知義務）があります。
- (注) ご契約時に引受幹事保険会社にご提出していただく書類で、ご契約に必要な内容を記載した付属書類を含みます。
- (2) ご記入いただいた加入依頼書の記載事項のうち、次に記載する危険に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります（②のみに該当した場合は、保険金のお支払いへの影響はありませんが、ご契約が解除されることがあります）。ご契約に際して、今一度お確かめください。

! 危険に関する重要な事項

- ①加入依頼書の※印がついている項目（下記②を除く）に記載された内容
- ②このご契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無

<通知義務>

保険契約者または被保険者は、次に記載する通知事項が発生する場合、あらかじめ（通知事項の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）取扱代理店または引受幹事保険会社まで連絡する義務（通知義務）があります。ご連絡がない場合は、保険期間の中途であってもご契約を解除することや保険金をお支払いできないこと^(注)がありますので、ご注意ください。

(注) ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限ります。

（賠償責任保険の場合）

- ①加入依頼書の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ②上記のほか、特約において取扱代理店または引受幹事保険会社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合

（組立保険の場合）

- ①保険申込書の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ②工事を追加、変更、中断、再開または放棄する場合
- ③工事の設計、仕様または施工方法を著しく変更する場合
- ④上記のほか、特約において取扱代理店または引受幹事保険会社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合

（労働災害総合保険の場合）

- ①保険申込書の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ②法定外補償規定を新設または変更する場合
- ③上記のほか、特約において取扱代理店または引受幹事保険会社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合

<他の保険契約等がある場合>

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されます。しかし一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

[※]複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<約款、保険証券の交付>

各保険商品の普通保険約款・特約集、保険証券は保険契約者（一般社団法人日本電設工業協会）に交付されます。

<加入者証>

加入者には加入者証が交付されます。加入者証が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認ください。

<損害保険契約者保護機構>

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社は加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返り金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

<重大事由による解除について>

以下に該当する事由がある場合には、引受幹事保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご加入者、被保険者等が引受幹事保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご加入者、被保険者等が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があつた場合

<個人情報の取扱いについて>

本保険契約に関する個人情報について、各引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することができます。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）および各引受保険会社のホームページをご覧ください。

<共同保険について>

この保険契約は3社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っています。

このご案内書は、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、組立保険および労働災害総合保険、これらにセットする特約条項の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ずJECアドバイス（電気設備工事総合補償制度）の各保険商品パンフレットおよび「重要事項のご説明」「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受幹事保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受幹事保険会社にお問い合わせください。

指定紛争解決機関について

引受保険会社との間で問題を解決できない場合は

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会そんぽADRセンター

0570-022-808 (全国共通・通話料有料)

※受付時間 [平日9:15~17:00 (土・日・祝日および年末年始を除きます)]

※電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。

※携帯電話からも利用できます。

※電話リレーサービス、IP電話からは03-4332-5241におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

事故や保険内容のお問合わせはこちら

専用フリーダイヤル（中央保険センター）

0120-300-272

〈無料〉

事故が起きた場合は

遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター 0120-985-024

※受付時間 [24時間 365日]

※IP電話からは0276-90-8852（有料）にお掛け下さい。

※おかげ間違いにご注意ください。

専用フリーダイヤル（中央保険センター）

0120-300-272

【取扱代理店】 株式会社 中央保険センター

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛎殻町1-36-2 共和ビル5F

TEL. 03-5614-6771 FAX. 03-5614-6772

E-mail. info@chc-hoken.co.jp

URL. <https://www.chc-hoken.co.jp>

【引受幹事保険会社】

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (分担割合: 70%)
東京中央支店 東京中央第一支社

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-6 あいおいニッセイ同和損害保険八重洲ビル6F
TEL. 050-3461-0050

【非幹事保険会社】 **東京海上日動火災保険株式会社** (分担割合: 20%)

三井住友海上火災保険株式会社 (分担割合: 10%)

都道府県協会 各位

令和7年6月吉日



一般社団法人 日本電設工業協会
事務局 (公印省略)

JECA 電気設備工事 総合補償制度（団体保険・第11期） パンフレット送付のご案内

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年9月1日より開始いたします「JECA電気設備工事 総合補償制度（第11期）」に関するパンフレットが完成いたしましたので、30セットお送りいたします。

貴会におかれまして、会員企業への配布をご希望の場合は、別紙資料1「JECA電気設備工事総合補償制度 募集パンフレット送付部数・送付先について」に必要部数等をご記入のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。あわせて、当協会からの代行発送も承っていますので、ご希望の際はご連絡ください。

また、貴会のご希望により、都道府県協会単位での説明会開催も承っております。開催をご希望の場合は、別紙2「JECA電気設備工事総合補償制度 説明会 開催申込書」に必要事項をご記入のうえ、ご記載のうえ、ご返送いただきますようお願いいたします。説明会の会場については、当制度の保険幹事会社である「あいおいニッセイ同和損保」の会議室を状況に応じて借用可能です。

なお、パンフレットおよび関連資料は当協会ホームページからもダウンロードいただけますので、併せてご案内申し上げます。

敬 具

記

【同封資料】

- JECA 電気設備工事 総合補償制度 11期目がスタート
- JECA 電気設備工事総合補償制度のご案内（詳細版）
- タフビズ業務災害補償保険のご案内
- 見積り依頼書

【JECA 電気設備工事総合補償制度ホームページ】

<https://www.jeca.or.jp/publics/index/88/>

以 上

【制度全般の問合せ先】

一般社団法人 日本電設工業協会 総務課 堂脇

TEL : 03-5413-2161 E-mail : hoken@jeca.or.jp

是非、お見積りをご依頼ください!! 現状の保険料と比較してみてください

※この見積りで加入お申込みとはなりません。

株式会社中央保険センター 行

見積り依頼日 年 月 日

JECA電気設備工事総合補償制度 見積り依頼書

(☆記名被保険者)

※事業所単位での見積りを希望される場合は、事業所名までご記入ください。

依頼者名:

ご連絡先: TEL

FAX

MAIL

住所

ご担当者:

ご所属団体:() 日本電設工業協会
() 京都電業協会(関西支部所属)

※ご加入の所属団体に○を付けてください。

※都道府県協会の会員様については所属の都道府県協会名をご記入ください。

<お見積り時の確認事項>

私は(自分が)契約者である日本電設工業協会・都道府県協会会員であることを確認の上、見積りを依頼します。また、裏面に記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について確認の上、見積り依頼を行います。

◇見積りを希望される保険種目に○をお願いします。

請負業者賠償責任保険
生産物賠償責任保険

組立保険

労働災害総合保険

完成工事高(最近の会計年度):

千円

内訳:	公共工事	JV工事(乙型)	JV工事(甲型)	下請工事	元請工事
	千円	千円	千円	千円	千円

※完成工事高と内訳の合計が一致しなくても問題ございません。

※完成工事高が50億円超の場合は、別途ヒアリングシートをご提出いただきます。

※JV工事甲型(共同施行方式)は本制度の対象とすることもできます。

除外する工事:

※上記完成工事高に含まれない工事または保険の対象外とする工事に○をお願いします。

なお、除外した工事につきましては補償対象外となりますので十分ご注意ください。

公共工事

JV工事(乙型)

JV工事(甲型)

下請工事

■労働災害総合保険のお見積りをご希望の場合は、事業の種類・従業員数・過去の損害率等が確認できる下記資料のうち、該当する資料のコピーをご提出ください。

○労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書 ○労災保険率決定通知書(継続事業用)

さらに、割引制度があります

■総合評定値割引: 経営事項審査による総合評定値(P点)により最大30%の保険料割引が可能です。
「総合評定値通知書」のコピーをご提出ください。

■ISO割引: ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ、エコアクション21等の認証取得済の場合、
20%の保険料割引が可能です。認証状のコピーをご提出ください。

※詳細につきましては総合パンフレットをご覧下さい。

送付先

FAX番号

03-5614-6772

メールアドレス

info@chc-hoken.co.jp

個人情報の取扱について

本保険契約に関する個人情報について、各引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）および各引受保険会社のホームページをご覧ください。

お問合わせ先

【取扱代理店】

株式会社 中央保険センター

担当：街 雄太（ちまた ゆうた）

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛎殻町1-36-2 共和ビル5F

TEL 03-5614-6771 FAX 03-5614-6772

E-mail info@chc-hoken.co.jp

URL <https://www.chc-hoken.co.jp>

専用フリーダイヤル **0120-300-272**

【引受幹事保険会社】

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

東京中央支店 東京中央第一支社

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-6

あいおいニッセイ同和損保八重洲ビル6F

TEL 050-3461-0050

【非幹事保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

三井住友海上火災保険株式会社